建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カンノ製作所　賀來　康人　福岡県北九州市小倉北区上富野１－５―25　国土交通大臣許可（般―19）第8693号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　菅崎潜水有限会社　菅崎　　功　佐賀県藤津郡太良町大浦丙1124―６　国土交通大臣許可（般―21）第23339号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年１月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大同組　川辺　茂雄　熊本県八代市本町２－４―13　国土交通大臣許可（特―19）第4386号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジェイアール九州住宅株式会社　牧　　宏　福岡県福岡市博多区吉塚本町13―17　国土交通大臣許可（般―22）第21442号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松本組　松本　優三　福岡県福岡市東区馬出１－１―19　国土交通大臣許可（特―22）第7892号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日鉄トピーブリッジ株式会社　坂本　良文　福岡県北九州市若松区大字安瀬64　国土交通大臣許可（特―23）第21719号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　南生建設株式会社　川畑　俊彦　鹿児島県鹿児島市平之町８―13　国土交通大臣許可（特―21）第3015号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新拓テクノス　平尾　幸英　鹿児島県鹿児島市山田町3398－４　国土交通大臣許可（般－23）第19324号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年５月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本熱学株式会社　松岡　修司　福岡県北九州市戸畑区中原先の浜46―80　国土交通大臣許可（般特―22）第4824号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、防水工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。